

札幌市火災予防規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成26年6月12日

札幌市長 上 田 文 雄

札幌市規則第31号

札幌市火災予防規則の一部を改正する規則

札幌市火災予防規則（昭和48年規則第64号）の一部を次のように改正する。

(1) 第12条の6の次に次の1条を加える。

（指定催しを指定した場合における公示の方法）

第12条の7 条例第63条の3第3項の規則で定める方法は、第3条に定める方法とする。

(2) 第16条中「当該」を「、当該」に改め、同条第1号の2の次に次の2号を加える。

(1)の3 指定催しの指定通知書（条例第63条の3第3項） 様式8の3

(1)の4 火災予防上必要な業務に関する計画提出書（条例第63条の4第2項） 様式8の4

(3) 第16条第12号の次に次の1号を加える。

(12)の2 露店等の開設届出書（条例第67条第7号） 様式19の2

(4) 第16条第13号中「様式19の2」を「様式19の3」に改める。

(5) 様式8の2の次に次の2様式を加える。

様式 8 の 3

指定催しの指定通知書

第 号 年 月 日	
様	
札幌市 消防署長 印	
札幌市火災予防条例第 6 3 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記催しを 指定催しとして指定したので通知します。	
記	
催しの名称	
催しの開催場所	
催しの開催期間	
指定した理由	

備考

- 1 この処分に係る異議申立て及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載する。
- 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 8 の 4

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

年 月 日			
(宛先) 札幌市 消防署長			
届出者 (催しの主催者)			
住 所		(電話)	
氏 名			
防火担当者			
住 所		(電話)	
氏 名			
別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。			
指定催しの名称			
開 催 場 所			
開 催 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	開 催 時 間	開 始 時 分 終 了 時 分
一日当たりの 人出予想人員		露 店 等 の 数	
使 用 火 気 等	<input type="checkbox"/> コンロ等の火を使用する器具 <input type="checkbox"/> ガソリン等の危険物 <input type="checkbox"/> その他 ()		
その他必要事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

注 1 届出者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の場合、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者又は管理人の氏名を記入すること。

2 印のある欄には、該当する印にレを付けること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(6) 様式19の2を様式19の3とし、様式19の次に次の1様式を加える。

様式19の2

露店等の開設届出書

年 月 日			
(宛先) 札幌市 消防署長			
届出者			
住所		(電話)	
氏名			
開設時期	自 年 月 日 至 年 月 日	営業時間	開始 時 分 終了 時 分
開設場所			
催しの名称			
開設店数		消火器の 設置本数	
現場責任者	氏名 (電話)		
使用燃料	<input type="checkbox"/> 液体 <input type="checkbox"/> 固体 <input type="checkbox"/> 気体 <input type="checkbox"/> その他(電気等)		
自己点検 実施予定	<input type="checkbox"/> 火災予防上必要な自己点検を実施します。 <input type="checkbox"/> 各露店等に対し、火災予防上必要な自己点検を実施させます。		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

注1 法人又は組合にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

2 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。

3 印のある欄には、該当する印にレを付けること。

4 ※印の欄は、記入しないこと。

5 自己点検は、次に掲げる事項について実施すること。

(1) 使用する対象火気器具等が安全であること。

(2) 消火器が準備されていること。

(3) 放火の防止に関する対策が講じられていること。

(4) 火災が発生した場合の初期消火、通報連絡及び避難誘導の方法及

び手順が適切であること。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

附 則

この規則は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。